

2002年7月17日

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JP ドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹

答申書

主文

属性型ドメイン名「LG.JP」を新設することは適当である。

「LG.JP」ドメイン名の運用にあたっては、総合行政ネットワーク運営協議会との協議に基づいて登録申請等の取次ぎの体制を決定することが望ましい。

なお、導入に際しては、総合行政ネットワークが住民基本台帳データを含む個人情報を取り扱う可能性があること及び同ネットワークが霞ヶ関 WAN とも接続されるものであることに鑑み、総合行政ネットワーク運営協議会および当ネットワーク運営主体である財団法人地方自治情報センターに対して、外部からのハッキング防止、および内部における不正利用・漏洩防止への最大限の配慮を要請されたい。

理由

第1 属性型ドメイン名「LG.JP」の新設が適当であることについて

1 新設是非検討の経緯

地方公共団体を登録するためのドメイン名「LG.JP」新設の是非については、地方公共団体総意としての2001年5月の要望を受け、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下、JPNIC）にて検討されてきた。

2002年4月1日のJPドメイン名登録管理業務移管にあたり、JPNICは、属性の新設に対する潜在的なニーズについて検討する必要があるという見解を示し、「LG.JP」新設

是非の最終判断を含む、属性新設に関する方針検討を JPRS に引き継いだ。このため、以降、本件は JPRS において検討されてきた。

2 今般新設是非の判断を行うべき理由

地方公共団体のドメイン名新設是非については、新ドメイン名への要望に対し時宜にかなった適切な対応を行うため、JPNIC から引き継いだ検討内容を有効に活用しながら、速やかに結論を出すことが肝要である。また、地方公共団体用ドメイン名が基盤のひとつと位置づけられている電子自治体の実現目標は、2003 年に設定されている。このことも、現時点で本件を判断することが適切であるとするひとつの理由である。

なお、今回の場合に限らず、一般的に新しい属性型 JP ドメイン名の新設是非を判断する際に準拠する基準や手続きは、今後具体的に定義すべき重要な課題である。しかし、地方公共団体のドメイン名については、これまでに重ねた検討を活かし、個別に新設是非の判断を行ってよいと考える。

3 「LG.JP」ドメイン名を新設すべきと判断した理由

本委員会は、地方公共団体の公共性という観点から、地方公共団体を対象とする属性型「LG.JP」ドメイン名を新設することは合理的であると考え。属性型「LG.JP」ドメイン名の新設を支持するのは、本ドメイン名の新設要望が社会的要請に基づいていると考えられること、地方公共団体全体の意思として本ドメイン名の広範な活用が合意されていること、および、要望されているドメイン名が次の通り属性型 JP ドメイン名が持つべき基本的な特徴を有することによる。

属性型 JP ドメイン名は、属性ごとに登録可能組織の種別および登録資格と、登録資格の有無を確認するために必要な手続きが定義されている。さらに、登録に関する規則の中にこれが規定され、属性ラベルが組織種別を表すことが保証されている。

このたび検討した新ドメイン名も、Local Government を表す LG の二文字を冠する資格を持つ登録者を明確に定義でき、登録資格審査の際には資格の有無を厳密に判断することができる。これにより、レジストリである JPRS は、このドメイン名が表す組織種別を保証することが可能となり、登録者およびインターネットユーザは、そのドメイン名が地方公共団体を示すものであることを確実に識別できる。

本委員会は、代替策として、地域型 JP ドメイン名あるいは GO.JP 等の他属性型ドメイン名として登録することの適否に関しても検討した。しかし、ユーザにとって、地方公共団体であるという識別のしやすさが重要である本ドメイン名に関しては、地方公共団体が統一的な方針に基づき活用できる独自の属性型 JP ドメイン名がふさわしいという結論に至った。

4 新設にあたって留意すべき点

本委員会では、LG.JP ドメイン名の新設の有効性・意義に関し、検討し、上記結論に至った。ただし、議論の中において、次の観点での配慮も必要であることが意見として出されたことを記す。

「LG.JP」ドメイン名を活用した公共サービスは、全住民が利用するものとなるため、そのサービスおよびサービスのベースとなるネットワークの運用には、より一層のプライバシー保護およびセキュリティへの配慮が必要となる。そこで、「LG.JP」ドメイン名の新設にあたっては、総合行政ネットワーク運営協議会、およびそのネットワークの運営主体となっている財団法人地方自治情報センターに対し、同配慮の重要性を伝えてもらいたい。また、ドメイン名登録管理業務を担う JPRS としてもその責任遂行の一環として同配慮を行うことを要請したい。

第2 総合行政ネットワーク運営協議会との協議に基づいて「LG.JP」ドメイン名登録申請等の取次ぎの体制を決定することについて

1 「LG.JP」の申請取次ぎに新しい枠組みを導入することが望ましい理由

「LG.JP」ドメイン名を地方公共団体のドメイン名として整合性のある形で運用するためには、登録前に、登録される文字列が個々の地方公共団体を表現するに妥当なものであることが確認されるとともに、希望文字列が地方公共団体間で衝突した場合、および登録後に地方公共団体の合併等の構造変更が発生した場合に、個別の調整が適切に行われなければならない。

登録者窓口が多数存在する通常の属性型 JP ドメイン名登録の枠組みにおいて、一定の判断基準に基づき整合性を持ってこの調整を行うことは、困難であると考えられる。レジストリである JPRS にもこの機能を果たすことはできない。このことにより、登録受付窓口を、本機能を実行できる組織に限定するという、新しい枠組みを導入することが望ましいと考える。

2 「LG.JP」ドメイン名運用の枠組みに関して総合行政ネットワーク運営協議会と協議することが適切な理由

総合行政ネットワーク運営協議会は、均質な運用が求められる総合行政ネットワーク（LGWAN）および「LG.JP」ドメイン名に関して、全地方公共団体を代表し、意見の調整

と取りまとめを行う組織である。このため、「LG.JP」ドメイン名運用の適切な枠組みについては、総合行政ネットワーク運営協議会の方針を尊重することが重要である。

本委員会は、総合行政ネットワーク運営協議会を中心とした地方公共団体コミュニティの現状を勘案し、「LG.JP」ドメイン名登録管理体制を同協議会と協議の上決定することが妥当と判断した。

以上